

栗原農業振興地域整備計画の変更（農振除外・編入、用途区分変更）の手続きの流れ

No	農振除外・編入		No	用途区分変更	
	8月・2月受付			5月・8月・11月・2月受付	
1	農振除外・編入申請受付 ↓	約6ヶ月	1	用途区分変更申請受付 ↓	約3ヶ月
2	関係機関意見照会 ・ 農業委員会 ・ 土地改良区 ・ 農業協同組合 ・ 教育委員会 ↓		2	関係機関意見照会 ・ 農業委員会 ・ 土地改良区 ・ 農業協同組合 ・ 教育委員会 ↓	
3	農業振興地域整備計画案作成 県事前協議 ↓		3	農業振興地域整備計画変更公告 ↓	
4	公告・縦覧（概ね30日間） ↓		4	申請者へ同意通知	
5	異議申出（15日間） ↓				
6	農業振興地域整備計画案協議 ↓				
7	県知事の同意 ↓				
8	農業振興地域整備計画変更公告 ↓				
9	申請者へ同意通知				